



第 2 回 軽井沢町宿泊税検討会議





第1回検討会議の振り返り

- ・ 宿泊税は一般財源に組み込むのか
⇒ 一般財源に組み込む（使途は軽井沢町の魅力を高め、観光振興を図る施策に充てる）
- ・ 宿泊税プラス会議室利用税など他の税と組み合わせて考えられないか
⇒ 法定外目的税は国との協議も必要であり時間的観点から分けて考えたい
観光名所の「青い池」がある北海道・美瑛町は日帰り客が多く宿泊税の他に入場税等を別に検討している
- ・ 宿泊料金が低価格の宿泊施設はビジネス客や学生も多く近隣にとられないか危惧している
免税点を設けてもらいたい
⇒ 他自治体、アンケート結果も参考に検討する
- ・ インターネットから事前決済での予約が多く手数料が発生するが、納税義務者ではなく課税義務者が負担することにならないか
⇒ 他自治体を参考に検討する
- ・ 町が独自課税しない場合のデメリットは何か
⇒ 長野県が導入した場合、町内に宿泊し納めてもらった税金を県の施策に充てることになる（使途の対象が県全域となるため町の魅力向上につながるか不透明）

(1) アンケート集計結果について
※資料 1 参照



(2) 長野県の動向について





(1) 長野県の動向について

長野県観光振興財源検討部会の報告

長野県観光の方向性 ▶ 世界水準の山岳高原観光地づくりの推進

<県>

- ・広域的な観点からの観光振興施策の実施
【例】地域間交通、広域プロモーション、マーケティング分析
- ・市町村に対する技術的・財政的支援
【例】地域DMOの人材育成等経営支援、
(事業者、市町村への)補助金制度
- ・県で実施することがより効率的な施策、緊急性の高い課題に対する施策
【例】高度なガイド等の専門人材育成、新興感染症等への対応

県と市町村の役割分担

<市町村>

- ・地域の観光地経営（地域観光ビジョンの共有）
【例】インフラ等まちの基盤整備、オーバーツーリズム対策
- ・地域観光ビジョンを踏まえた受入・滞在環境整備
【例】観光案内機能の充実、観光地に誘引する二次交通整備
- ・観光資源の磨き上げ
【例】地域ガイドの育成、観光施設の維持、機能向上
- ・観光地域づくりを通じた事業者支援・連携促進
【例】地域DMOの経営

市町村主体で実施することが想定される施策例

分類	主な観光施策例
①長野県らしい観光コンテンツの充実	・地域でのサイクリング、登山などのアクティビティ コンテンツの開発や環境整備 ・新たな観光資源の掘り起こしや着地型旅行商品の造成
②世界水準の受入環境整備	・観光・宿泊施設における予約システム導入やキャッシュレス化など観光DX化の支援 ・AI オンデマンド 交通等による二次交通の確保や観光地間を結ぶ交通の整備 ・オーバーツーリズム を未然に防ぐ駐車場や渋滞情報等提供機能の充実
③更なる観光振興の体制強化	・インバウンドなどに対応した観光案内機能の充実 ・(地域・地域連携) DMO における人材確保等の機能強化

(3) 使途 (素案) について





(3) 使途（素案）について

「国際親善文化観光都市」及び「滞在型保養地」として、自然や文化等、観光資源の魅力を高め、来訪者の受入れ環境の整備等、観光の振興を図る施策に要する費用

施策項目	事業例	アンケート結果
“美しい村” (まちなみ景観)	・ 町道の無電柱化、共同溝の設置 ・ 公衆トイレの整備 ・ 文化財活用のための整備 ・ 豊かな自然と共生するため樹木の適切な管理指導 ・ 公共サインの統一化	・ 25件 (回答数の7.4%) ・ 31件 (回答数の9.2%) ・ 17件 (回答数の5.1%) ・ 26件 (回答数の7.7%) ・ 11件 (回答数の3.3%)
“安心と安全” (防災・医療)	・ 軽井沢病院の夜間・休日救急外来の充実 ・ 災害時の帰宅困難者（主に観光客）への支援 ・ 魅力的なサイクリングロードの整備	・ 25件 (回答数の7.4%) ・ 11件 (回答数の3.3%) ・ 24件 (回答数の7.1%)
“快適な旅” (観光振興)	・ 宿泊施設の施設改装（バリアフリー化等）支援 ・ 事業者向けキャッシュレス決済・パスポートリーダー導入補助 ・ 観光資源（景勝地、登山道、遊歩道、散策路等）の整備強化 ・ デマンド交通の導入 ・ 交通対策案内看板設置強化（パーク&レールライドの推進） ・ おもてなしイベントやオフシーズンの集客イベントの開催 ・ 体験型ツーリズム	・ 29件 (回答数の8.6%) ・ 15件 (回答数の4.5%) ・ 37件 (回答数の11.0%) ・ 17件 (回答数の5.1%) ・ 12件 (回答数の3.6%) ・ 16件 (回答数の4.8%) ・ 11件 (回答数の3.3%)
徴税経費・広報経費等	・ 徴税経費 ・ 広報経費 ・ 特別徴収事業者に対する報奨金	その他 (回答数の8.6%) 駅前（北口）の整備、送迎場所の確保、 バス待機所、労働者確保事業

(4) 税率・税額 (素案) について
(5) 免税点・課税免除 (素案) について





(4) 税率・税額（素案）について

(5) 免税点、課税免除（素案）について

以下の観点から税率等を設定

- ・ 宿泊者は一定程度の行政サービスを享受している（受益者負担）
- ・ 税の公平性、応益負担
- ・ 宿泊事業者の過大な事務負担回避

項目	軽井沢町（素案）	考え方	（参考）長野県	備考
税率	段階的定額制	・ 宿泊料金の幅が広い ・ 応益負担 ・ 定率の場合、宿泊事業者の負担が大きい	未公表	【先行自治体】 東京都、大阪府、京都市 金沢市、福岡市、長崎市 ニセコ町
免税点	一定額以下（低額な宿泊料金）	・ 低価格な宿泊施設が一定程度ある ・ 寮や保養所が多い	未公表	県との調整が必要
課税免除	なし（設定しない）	・ 免税点を設けることで修学旅行や教育旅行は対象外となる	未公表	県との調整が必要

【アンケート結果_税率・税額】

- ・ 税額区分を設けない方がよい42%
- ・ 宿泊料金により区分があっても差し支えない25%
- ・ 定率で計算する方がよい7%

【アンケート結果_免税点、課税免除】

- ・ 課税免除を設けた方がよい23%
- ・ 宿泊料金による課税免除を設けた方がよい14%
- ・ 修学旅行などのみ課税免除を設けた方がよい21%
- ・ 課税免除は設けない方がよい17%



【参考】先行自治体

団体名	施行年月日	税率（1人1泊について）		
東京都	H14.10.1	定額	1万円以上	1万円～ 100円 1万5千円～ 200円
大阪府	H29.1.1	定額	7千円以上	7千円～ 100円 1万5千円～ 200円 2万円～ 300円
京都市	H30.10.1	定額	* 修学旅行等の 減免有	2万円未満 200円 2万円以上 500円 5万円以上 1,000円
金沢市	H31.4.1	定額		2万円未満 200円 2万円以上 500円
倶知安町	R1.11.1	定率	* 修学旅行等の 減免有	宿泊料金の2%

* 東京都については、税負担水準の引き上げを検討

団体名	施行年月日	税率（1人1泊について）		
福岡県	R2.4.1	定額	* 福岡市、北九州市は50円	200円
福岡市	R2.4.1	定額	* 県税50円を含む	2万円未満 200円 2万円以上 500円
北九州市	R2.4.1	定額	* 県税50円を含む	200円
長崎市	R5.4.1	定額	* 修学旅行等の 減免有	1万円未満 100円 1万円以上 200円 2万円以上 500円
ニセコ町	R6.11.1	定額	* 修学旅行等の 減免有	2万円未満 200円 2万円以上 500円 5万円以上 1,000円 10万円以上 2,000円

（６）課税客体等（素案）について





（６）課税客体等（素案）について

以下の観点から課税客体等を設定

- ・ 宿泊者は一定程度の行政サービスを享受している
- ・ 課税の公平性の観点から、課税客体は旅館・ホテル・簡易宿所・民泊（長野県へ登録）を対象とすることが適当である
- ・ 長野県との統一化を図る

項目	軽井沢町（素案）	（参考）長野県	備考
課税客体	町内に所在する宿泊施設への宿泊行為 ・ 町内に所在する旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・ 町内に所在する住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	未公表	県との統一化を図る
納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者	未公表	県との統一化を図る
課税標準	上記宿泊施設への宿泊数	未公表	県との統一化を図る
課税見直し期間	条例施行後５年周期での見直しを行う		